

# 第6期佐賀県介護給付適正化計画 (2024年度～2026年度)

2024(R6)年3月



## 目次

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 佐賀県における介護給付適正化の現状と課題・・・・・・・・ 2
- 3 第6期の取組方針と目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 具体的な支援策及び取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 1 計画策定の趣旨

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保を通じて、介護保険制度の信頼性を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

介護保険制度は、平成12年度の制度施行からおよそ23年が経過し、全国的にサービス利用は急速に拡大し、佐賀県においても利用者の数は制度施行時から2倍以上に増大している状況にあり、社会システムとして着実に定着しているところである。

しかしながら、介護サービスが真に期待される効果を上げているか、また不適正・不正な介護サービスはないかという観点などからは、未だ改善の余地があると考えられることから、介護給付の適正化に取り組むことが必要である。

このような状況を踏まえ、県と保険者が一体となって、地域の実情に応じた介護給付の適正化を、効果的かつ効率的に進めていくために「佐賀県介護給付適正化計画」を2008年度（平成20年度）から2010年度（平成22年度）の第1期、2011年度（平成23年度）から2014年度（平成26年度）までの第2期、2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの第3期、2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）までの第4期、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの第5期と策定し、取組を進めてきた。

今後は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年等の中長期を見据え、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの推進を図るために、必要な給付を適正に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが必要である。

第6期計画においては、第5期計画の3年間の取組状況を分析し、社会の情勢変化等を踏まえた見直しを行い、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までを計画期間とする計画を策定する。

## 2 佐賀県における介護給付適正化の現状と課題

現在、県内の保険者は、それぞれ介護給付適正化事業に取り組んでおり、一定の効果を上げていると考えられる。

しかしながら、適正化事業の実施に当たっては、人員体制や財政上の制約も大きいため、保険者ごとの取組内容、実施状況には差があり、十分な取組が実施できていない保険者もあることから、保険者ごとの規模に応じ、地域の実情にあった効果的な取組が必要となる。

主な適正化事業の現状と課題は次のとおりである。

### (1) 要介護認定の適正化

現在、県内の7保険者の全てが、認定調査の結果について、書面等の点検を行い、疑問がある箇所や整合性が取れていない箇所等がある場合は、認定調査員や利用者とその家族へ直接確認を行った上で訂正を行う等の対応をしている。

実施上の課題としては、認定調査員により行われる調査項目の選択肢の選択基準の認識や特記事項の記載方法にバラつきがあることや申請件数の増加に伴い人員確保が難しいことがあげられる。

### <認定調査の委託状況>

#### ■2020年度認定分

区分		保険者名	佐賀中部	鳥栖広域	杵藤広域	唐津	玄海	伊万里	有田	県計
変更認定	全体件数		1,465	330	599	508	13	358	115	<b>3,388</b>
	委託件数		0	123	14	22	0	24	3	<b>186</b>
更新認定	全体件数		5,798	1,369	3,181	1,387	66	978	430	<b>13,209</b>
	委託件数		1,945	966	3,003	977	54	623	29	<b>7,597</b>
合計	全体件数		<b>7,263</b>	<b>1,699</b>	<b>3,780</b>	<b>1,895</b>	<b>79</b>	<b>1,336</b>	<b>545</b>	<b>16,597</b>
	委託件数		<b>1,945</b>	<b>1,089</b>	<b>3,017</b>	<b>999</b>	<b>54</b>	<b>647</b>	<b>32</b>	<b>7,783</b>
	委託割合		<b>26.77%</b>	<b>64.09%</b>	<b>79.81%</b>	<b>52.71%</b>	<b>68.35%</b>	<b>48.42%</b>	<b>5.87%</b>	<b>46.89%</b>

#### ■2021年度認定分

区分		保険者名	佐賀中部	鳥栖広域	杵藤広域	唐津	玄海	伊万里	有田	県計
変更認定	全体件数		1,525	416	714	530	21	309	124	<b>3,639</b>
	委託件数		0	170	59	19	3	12	2	<b>265</b>
更新認定	全体件数		8,834	1,880	4,181	2,402	116	1,406	601	<b>19,420</b>
	委託件数		2,878	1,349	3,986	1,772	86	847	48	<b>10,966</b>
合計	全体件数		<b>10,359</b>	<b>2,296</b>	<b>4,895</b>	<b>2,932</b>	<b>137</b>	<b>1,715</b>	<b>725</b>	<b>23,059</b>
	委託件数		<b>2,878</b>	<b>1,519</b>	<b>4,045</b>	<b>1,791</b>	<b>89</b>	<b>859</b>	<b>50</b>	<b>11,231</b>
	委託割合		<b>27.78%</b>	<b>66.15%</b>	<b>82.63%</b>	<b>61.08%</b>	<b>64.96%</b>	<b>50.08%</b>	<b>6.89%</b>	<b>48.70%</b>

#### ■2022年度認定分

区分		保険者名	佐賀中部	鳥栖広域	杵藤広域	唐津	玄海	伊万里	有田	県計
変更認定	全体件数		1,609	339	726	553	21	376	150	<b>3,774</b>
	委託件数		0	183	76	15	9	9	3	<b>295</b>
更新認定	全体件数		7,578	2,786	4,588	3,163	113	1,337	439	<b>20,004</b>
	委託件数		2,366	2,082	4,270	2,282	80	760	5	<b>11,845</b>
合計	全体件数		<b>9,187</b>	<b>3,125</b>	<b>5,314</b>	<b>3,716</b>	<b>134</b>	<b>1,713</b>	<b>589</b>	<b>23,778</b>
	委託件数		<b>2,366</b>	<b>2,265</b>	<b>4,346</b>	<b>2,297</b>	<b>89</b>	<b>769</b>	<b>8</b>	<b>12,140</b>
	委託割合		<b>25.75%</b>	<b>72.48%</b>	<b>81.78%</b>	<b>61.81%</b>	<b>66.41%</b>	<b>44.89%</b>	<b>1.35%</b>	<b>51.05%</b>

## (2) ケアプランの点検

現在、県内の7保険者の全てが居宅介護支援事業所を選定し、ケアプラン等の資料を審査した上で、介護支援専門員との面談を行い、書面により点検の結果等を伝える方法でケアプランの点検を行っている。

実施上の課題としては、ケアプランの点検を行う十分な知識・経験を有する職員の不足により、実施体制の確保及び質の高いケアプランの点検が困難な状況が生じていることがあげられる。

## (3) 住宅改修等の点検

### ア. 住宅改修の点検

現在、県内の7保険者の全てが住宅改修の点検を実施しており、改修工事の施工前後に、工事見積書や竣工写真等の書面による点検を行い、内容に疑義が生じる場合には、現地を訪問し点検を行うなどの対応をしている。

実施上の課題としては、リハビリテーション専門職種や建築関係等の知識を持った職員がいない保険者においては、費用の妥当性や建築基準法に問題がないかといった判断が難しく、専門的な確認が十分できていないことがあげられる。

### イ. 福祉用具購入・貸与調査

現在、県内の7保険者の全てが、申請時の書面による審査を実施し、内容に疑義が生じる場合には、訪問調査を行っている。

実施上の課題としては、調査を行う担当職員が専門職種ではないため、個別の状況に応じた福祉用具の必要性の判断が難しいことがあげられる。

## (4) 縦覧点検・医療情報との突合

現在、県内の7保険者の全てが、縦覧点検・医療情報との突合について、佐賀県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託して実施している。

実施上の課題としては、国保連への委託外の帳票について、人員不足により精査できていないことがあげられる。

## (5) 介護給付費通知

現在、県内の7保険者のうち、3保険者が介護給付費通知を実施し4保険者が実施していない状況となっており、実施している保険者では、年に1～2回利用者に対し通知している。

実施上の課題としては、事務処理にかかる時間や費用に対して事業効果が見

えづらいことがあげられ、実施していない保険者の課題としては、事業趣旨を踏まえた上での十分な検討ができていないことがあげられる。

## (6) その他の取組

### ア. 介護支援専門員に対する研修会等の開催

現在、県において体系的に研修会を実施しているほか、各保険者で内容や形式は様々であるが、研修会や意見交換を実施している。

実施上の課題としては、介護支援専門員の業務が多様化しており、その重要性が高まっていることから、資質の向上に向けた更なる取組を行う必要があることがあげられる。

### イ. サービス事業所に対する指導・監査

現在、県及び各保険者においてサービス事業所に対する指導・監査を行っており、その権限において集団指導と運営指導という形で実施している。

指導は、介護サービス事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等に定める介護サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼に置いて実施しており、運営指導では、確認項目を明確にした上で指導を行うことで、事業者負担の軽減と効率化を図っている。

実施上の課題としては、適切な運営が図られるような指導の充実と指導の効率化を両立していく必要があることがあげられる。

## 3 第6期の取組方針と目標

第6期計画期間においては、「介護給付費通知」を任意事業として位置づけ、「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた主要3事業として再編する。また、再編後の主要3事業については、実施内容の充実を図り、介護給付適正化の取組をさらに推進することとする。

### (1) 適正化事業の実施において保険者に対し求める取組

#### ① 要介護認定の適正化

- 委託している全ての認定調査の結果に対して、保険者による点検を実施する。
- 実施に当たっては、点検すべきポイントを明確にしたマニュアルを作成するなど業務の効率化や調査の平準化を図るように努めるものとする。
- 調査結果及び特記事項並びに主治医意見書に矛盾（不整合）が無いか確認するとともに、一次判定結果が前回と異なる場合等、結果に疑義が生じた場

合については、必要に応じて、調査を行った認定調査員に対するヒアリングや、調査対象者又はその家族等に対する問合せ等を行い、疑義の解消に努めるものとする。

- 認定調査員に対して、県が実施する研修会への参加や保険者主催の研修会の開催の実施と併せて認定調査員向け研修システム（eラーニングシステム）の活用を促すとともに、認定調査に関する指導・助言等を実施することにより、認定調査の平準化を図るものとする。
- 調査対象者が入所・入院している施設の介護支援専門員への委託については、公正中立な認定調査が実施できるかを十分検証し、疑義がある場合等は、委託先を変更するものとする。

## ② ケアプラン等の点検

### 1) ケアプランの点検

- 介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して、①保険者によるチェックシート等を活用したケアプランの内容確認、②明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達、③自己点検シートを活用した介護支援専門員による自己チェック及び保険者による評価、を行うとともに、④介護支援専門員への講習会の開催などを一体的に実施するものとする。
- また、実施にあたっては国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」等を活用するとともに、過誤申立だけでなく、改善を要したケアプランの改善状況を把握することにより、ケアプラン点検の効果を把握することが望ましい。
- 点検対象の抽出にあたっては、適正化システムにより出力される給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる次の帳票を活用し、受給者の自立支援や重度化防止につながる適切なケアプラン点検になっているかという観点から対象のケアプランを絞り込むものとする。

#### 【ケアプラン点検において有効性が高いと見込まれる帳票】

- ・ 認定調査状況と利用サービス不一致一覧表
- ・ 支給限度額一定割合超一覧表（推奨数値 70%）

佐賀県の事業所別支給限度割合の平均は、全国平均に比べ10ポイント上回っているが、国の指針において「支給限度額一定割合超一覧表」の推奨数値が70%とされたことを踏まえ、区分支給限度基準額に対する計画単位数の割合が70%を超えているケアプランを作成する事業所やサービス種類の計画内容が特定のパターンに集中しているケアプランを作成する事業所など、利用者の状況に応じたサービス内容が検討されていない可能性があるケア

プランを点検の対象とすることが望ましい。

- 加えて、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に焦点を当てたケアプランの点検を積極的に行うとともに、「支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表」等の帳票や県が公表している重要事項説明書等の情報を活用することが望ましい。

## 2)住宅改修の点検

- 保険者は、施工前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問調査又は写真等により確認を行い、施工状況を点検することで、受給者の状態にそぐわない不適正又は不要な住宅改修を排除し、改修の内容が受給者の重度化防止や自立支援に資する内容となるように努めるものとする。
- 点検の際には、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいもの等に特に留意しながら、必要に応じ、理学療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て実施するとともに、点検の効果を把握することに努めるものとする。
- また、建築関係の専門的な知識が必要となる場合もあるため、建築士等の雇用又は外部委託、若しくは庁内の建築関係部署との連携を図るなどにより、対応するものとする。

## 3)福祉用具購入・貸与調査

- 保険者が福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認するものとする。
- 軽度者に例外給付として貸与したケース等を中心に調査対象を絞るなど、効果的かつ効率的な取組の推進を図るものとする。
- また、調査の際には、必要に応じ、介護支援専門員や理学療法士等の専門職種等の協力を得て実施するとともに、調査の結果や効果を把握することが望ましい。

## ③ 縦覧点検・医療情報との突合

- 縦覧点検及び医療情報との突合は国保連へ委託して実施しているところであるが、国保連への委託外の帳票についても保険者による点検を実施することとする。
- 例えば、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表や、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与一覧表の情報においては、事業所から提出された理由書等で実態の確認を行うなど、給付の実態を把握することが望ましい。

※縦覧点検における国保連委託外の帳票

- ・要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表
- ・入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表
- ・居宅介護支援再請求等状況一覧表
- ・月途中要介護状態変更受給者一覧表
- ・軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表

④ その他の取組

ア 介護給付費通知

- 各保険者において当事業を実施する場合は、サービスに要する費用を受給者に通知する際、①通知の範囲を効果の期待できる対象者・サービスに絞り込む工夫、②サービスを見直す節目となる認定の更新・変更の時期など受給者の理解を求めやすい適切な送付時期の工夫、③説明文書やQ&Aの同封、自己点検リストの同封、居宅介護支援事業所の介護支援専門員による説明など受け取った受給者が通知内容を理解できるようにするための工夫、④ケアプランや提供されているサービスが受給者の状況に照らして妥当か評価するための工夫、⑤事業者や事業者団体への周知など事業者の協力と理解を求めるための工夫を行い、単に通知を送付するだけでなく、効果が上がる実施方法を検討するものとする。

イ 介護支援専門員に対する研修会等の開催

- 介護支援専門員の資質の向上は、利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントを推進し、介護給付の適正化の効果も期待できることから、各保険者においても研修会や意見交換会等を実施し、介護支援専門員の資質の向上に努めるものとする

ウ 保険者所管のサービス事業所に対する指導・監督

- 介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導すべき内容について、事業所を集めて行う集団指導（動画配信等オンライン等を活用することも可能）を少なくとも年に1回以上実施するものとする。
- また、運営指導については、事業所の指定更新期間中に少なくとも1回以上実施するものとする。
- 指導監督に当たっては、「介護保険施設等の指導監督について（令和4年3月31日老発第0331第6号厚生労働省老健局長通知）」に基づき、方針を定めて効率的に実施するものとする。

## (2) 適正化事業の実施目標

保険者においては、主要3事業の取組をさらに推進するために、以下の目標を設定する。

### 【目標】

○介護サービス受給者一人当たり費用額の全国順位

現状（2022年度）	目標値（2026年度）
介護7位	前年より降下

○主要3事業の取組の推進

## (3) 計画の進捗管理

全ての保険者は、適正化事業ごとの目標や取組状況を把握し、計画を踏まえた事業の実施状況及び評価について、毎年度、県に報告するとともに、ホームページ等で公表するよう努めるものとする。

また、目標の策定にあたっては、見える化システム等を用いて地域の状況を十分に踏まえた上で、具体的に目標及び取組内容を設定し、PDCAサイクルを意識しながら、事業実施後の検証、評価、見直しを行い、より効果的な事業実施に取り組むこととする。

なお、県は、県全体で達成すべき目標や地域の現状、各保険者の目標や事業実施状況を照らし合わせて評価を行うとともに、評価結果について、保険者へ情報共有を行うほか、ホームページ等で適正化事業の取組状況と評価について公表する。

## 4 具体的な支援策及び取組

### ア 保険者への情報提供等

保険者からの情報を整理し、保険者間で比較できるような各種情報等を提供するとともに、必要な支援を行う。

また、介護給付適正化に係る県内外の好事例を各保険者に情報共有し、効果的で効率的な取組内容とするためのきっかけや気づきを促していく。

### イ 適正化事業に係る各種研修等の実施

認定調査員研修や主治医研修、ケアプラン点検に係る研修等の適正化事業に係る研修を実施する。

また、専門的な知識が必要となる事業については、県及び保険者並びに関係団体が一体となって最善の方法を検討していくことが必要であることから、既存の会議・研修会を活用した意見交換の場を設けること等を検討し、県全体で適正化事業に取り組む。

## ウ 国保連との連携強化

県は、国保連と現状認識を共有し、保険者の適正化事業に係る事務負担軽減につながる取組や適正化システムに関する研修会等について、意見交換や調整を行い、より効率的・効果的に実施されるよう連携を図る。

## エ 介護支援専門員の資質の向上

介護支援専門員の養成及び資質の向上のため、介護支援専門員研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施するほか、各保険者が実施する介護支援専門員の資質や専門性の向上に関する取組を支援する。

## オ サービス事業所に対する指導・監督体制の充実

県の指導・監督体制の充実に取り組むとともに、指導の効率化を図り、保険者との連携を図ることにより、運営指導の実施頻度の向上に努める。

## カ 事業所に対する指導・啓発

介護サービス事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等に定める介護サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底を図り、介護給付の適正化に向けた指導、助言に努める。

また、ケアプランの点検にあたっては、必要に応じて保険者と連携し、適切な指導、啓発に努める。

## キ 苦情・通報情報等の把握、分析及び共有

サービス利用者等からの苦情、事業所職員等からの通報及び国保連が対応している苦情処理の内容を把握し、必要と認めた場合には保険者と連携して、これらの情報に基づく指導監査を実施する。

## ク 保険者の状況に応じた適正化の支援

適正化事業の取組がどのような状況にあるか、各保険者の地域特性や規模、実施体制等を考慮し、取組が低調な保険者に対しては、その原因の調査・分析を踏まえて、指導・助言を行うとともに、保険者の主体的な取組を前提とした必要な支援等を実施する。

## (2) 国保連の支援策及び取組

### ア 適正化システム活用のための支援の実施

保険者が適正化システムから提供される適正化情報の活用方法を修得し、目的に応じた情報を活用できるように研修会や訪問形式での支援を実施する。

また、保険者によって帳票の活用状況に差があることから保険者ごとの細やかな要望に沿った支援を実施するため、研修後のフォローアップ及び各種保険者からの問合せに対応する。

保険者からの問合せ等により判明した介護報酬の不適正請求事例について、給付実績の抽出や点検を行い、請求誤りのあった事業所に対して、適正な請求について説明するとともに、保険者への過誤申立てを依頼する。

#### イ 縦覧点検・医療情報との突合支援

保険者が行う縦覧点検・医療情報との突合は、適正な介護報酬請求のための重要な取組であり、費用対効果も高いことから、保険者の委託を受け過誤の可能性が高い請求について、事業所へ確認し、請求誤りであれば、保険者に確認の上、過誤調整を行う。

また、保険者からの依頼により、適正化システムで作成した縦覧点検情報をもとに、必要な情報の絞り込みを行った情報を提供する。

#### ウ 県との連携強化

各保険者の適正化事業を支援するためには、保険者の事業実施状況を把握し、進捗管理を行う県との連携が不可欠であるため、連携を図りながら効果的かつ効率的な保険者支援を実施する。